

令和2年11月 2日

川崎市議会議長 山 崎 直 史 様

横浜市中区桜木町3-9
平和と労働会館6階
神奈川県労働組合総連合
議長 住谷 和典

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を
求める陳情

陳 情 の 要 旨

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差を無くし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

陳 情 の 理 由

厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちを掛け、深刻な危機に直面しています。コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く、経済的ダメージはより深刻です。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者です。

2008年（平成20年）のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引上げを

含む内需拡大で経済危機を克服してきました。しかし、日本は派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大を進めました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復を進めるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2020年（令和2年）の改定では、最も高い東京は時給1,013円、神奈川県は1,012円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差は最大で時間額221円もあり、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。一方、神奈川県においては企業の競争力にゆがみが発生しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、貧困を無くす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策です。

全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は、月に22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円前後が必要です。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。下請企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻だ。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすることがこれまで以上に重要になっている。

2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、神奈川県では1,012円、最も低い7県では792円に過ぎない。毎日8時間働いても年収120万～150万円である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、最も低い7県と東京都と神奈川県では、同じ仕事でも時給で221円・220円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万円～24万円(税込み)の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年11月2日

川崎市議会 山崎 直史 議長

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛